

開示項目一覧

銀行法施行規則第34条の26		三井住友 フィナンシャルグループ
銀行持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項		
1. 経営の組織（銀行持株会社の子会社等（法第52条の25に規定する子会社等（法第52条の29第1項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く）以下この項において同じ）の経営管理に係る体制を含む）		72～73
2. 資本金及び発行済株式の総数		153
3. 持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項		
①氏名（株主が法人その他の団体である場合には、その名称）		154
②各株主の持株数		154
③発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合		154
4. 取締役及び監査役の氏名及び役職名		73
5. 会計監査人の氏名又は名称		106
銀行持株会社及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項		
6. 銀行持株会社及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成		70、72～74、76～81
7. 銀行持株会社の子会社等に関する次に掲げる事項		
①名称		78～81
②主たる営業所又は事務所の所在地		78～81
③資本金又は出資金		78～81
④事業の内容		78～81
⑤設立年月日		78～81
⑥銀行持株会社が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合		78～81
⑦銀行持株会社の1.の子会社等以外の子会社等が保有する当該1.の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合		78～81
銀行持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの		
8. 直近の事業年度における事業の概況		23～25
9. 直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項		
①経常収益		21
②経常利益又は経常損失		21
③当期純利益又は当期純損失		21
④包括利益		21
⑤純資産額		21
⑥総資産額		21
⑦連結自己資本比率		21
銀行持株会社及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項		
10. 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書		106～108、110～111
11. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額		
①破綻先債権に該当する貸出金		151
②延滞債権に該当する貸出金		151
③3カ月以上延滞債権に該当する貸出金		151
④貸出条件緩和債権に該当する貸出金		151
12. 自己資本の充実の状況		244～280
13. 銀行持株会社及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの（各経常収益等の額の総額に占める割合が少ない場合を除く）		140
14. 銀行持株会社が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨		106
15. 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨		244
報酬等に関する事項		340～342

銀行法施行規則第19条の2 (単体)

三井住友銀行

銀行の概況及び組織に関する次に掲げる事項

1. 経営の組織	76~77
2. 持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項	
①氏名 (株主が法人その他の団体である場合には、その名称)	236
②各株主の持株数	236
③発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合	236
3. 取締役及び監査役の氏名及び役職名	75
4. 会計監査人の氏名又は名称	198
5. 営業所の名称及び所在地	82~103
6. 当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者に関する次に掲げる事項	
①当該銀行代理業者の商号、名称又は氏名	91~92
②当該銀行代理業者が当該銀行のために銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称	91~92

銀行の主要な業務の内容 (信託業務を営む場合においては、信託業務の内容を含む)

18、70

銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

7. 直近の事業年度における事業の概況	6~18、26~29
8. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
①経常収益	22
②経常利益又は経常損失	22
③当期純利益又は当期純損失	22
④資本金及び発行済株式の総数	22
⑤純資産額	22
⑥総資産額	22
⑦預金残高	22
⑧貸出金残高	22
⑨有価証券残高	22
⑩単体自己資本比率 (法第14条の2第1号に規定する基準に係る算式により得られる比率)	22
⑪配当性向	22
⑫従業員数	22
9. 直近の2事業年度における業務粗利益及び業務粗利益率	221
10. 直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの	
①資金運用収支	221
②役員取引等収支	221
③特定取引収支	221
④その他業務収支	221
11. 直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用勘定並びに資金調達勘定の	
①平均残高	221~222
②利息	221~222
③利回り	221~222
④資金利ざや	235
12. 直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの受取利息及び支払利息の増減	223
13. 直近の2事業年度における総資産経常利益率及び資本経常利益率	235
14. 直近の2事業年度における総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	235
15. 直近の2事業年度における国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	225
16. 直近の2事業年度における固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残存期間別の残高	226
17. 直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	227
18. 直近の2事業年度における固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残存期間別の残高	228
19. 直近の2事業年度における担保の種類別 (有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分) の貸出金残高及び支払承諾見返額	227、238
20. 直近の2事業年度における使途別 (設備資金及び運転資金の区分) の貸出金残高	227
21. 直近の2事業年度における業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	228

22. 直近の2事業年度における中小企業等に対する貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	229
23. 直近の2事業年度における特定海外債権残高の5パーセント以上を占める国別の残高	230
24. 直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預貸率の期末値及び期中平均値	235
25. 直近の2事業年度における有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分）の残存期間別の残高	234
26. 直近の2事業年度における国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分）の平均残高	233
27. 直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預証率の期末値及び期中平均値	235

銀行の業務の運営に関する次に掲げる事項

28. リスク管理の体制	31～47
29. 法令遵守の体制	53～54
30. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	8～11
31. 法第12条の3第1項第1号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称	54

銀行の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

32. 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書	198～204
33. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
①破綻先債権に該当する貸出金	230
②延滞債権に該当する貸出金	230
③3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	230
④貸出条件緩和債権に該当する貸出金	230
34. 自己資本の充実の状況	311～337
35. 有価証券に関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	209～210
36. 金銭の信託に関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	211
37. 第13条の3第1項第5号イからホまでに掲げる取引に関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	212～215
38. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	229
39. 貸出金償却の額	230
40. 銀行が貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	198
41. 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	311

報酬等に関する事項

343～345

信託業務に関する事項

42. 信託業務の内容	70
43. 直近の5事業年度における信託業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
①信託報酬	22
②信託勘定貸出金残高	22
③信託勘定有価証券残高	22
④信託財産額	22
44. 直近の2事業年度における信託業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
①信託財産残高表（注記事項を含む）	239
②金銭信託、年金信託、財産形成給付信託及び貸付信託（以下「金銭信託等」という）の受託残高	239
③元本補填契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む）の種類別の受託残高	239
④元本補填契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む）に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額	239
⑤信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高	240
⑥金銭信託等の種類別の貸出金及び有価証券の区分ごとの運用残高	240
⑦金銭信託等に係る貸出金の科目別（証書貸付、手形貸付及び割引手形の区分）の残高	240
⑧金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の残高	241
⑨担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分）の金銭信託等に係る貸出金残高	241
⑩使途別（設備資金及び運転資金の区分）の金銭信託等に係る貸出金残高	241
⑪業種別の金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	241
⑫中小企業等に対する金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	242
⑬金銭信託等に係る有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債及び株式その他の証券の区分）の残高	242

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第4条（単体・資産の査定基準）	三井住友銀行
1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	231～232
2. 危険債権	231～232
3. 要管理債権	231～232
4. 正常債権	231～232

銀行法施行規則第19条の3（連結）	三井住友銀行
銀行及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項	
1. 銀行及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	70、74
2. 銀行の子会社等に関する次に掲げる事項	
①名称	78～81
②主たる営業所又は事務所の所在地	78～81
③資本金又は出資金	78～81
④事業の内容	78～81
⑤設立年月日	78～81
⑥銀行が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	78～81
⑦銀行の1.の子会社等以外の子会社等が保有する当該1.の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	78～81

銀行及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの	
3. 直近の事業年度における事業の概況	6～18
4. 直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
①経常収益	22
②経常利益又は経常損失	22
③当期純利益又は当期純損失	22
④包括利益	22
⑤純資産額	22
⑥総資産額	22
⑦連結自己資本比率	22

銀行及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
5. 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書	164～166、168～169
6. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
①破綻先債権に該当する貸出金	230
②延滞債権に該当する貸出金	230
③3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	230
④貸出条件緩和債権に該当する貸出金	230
7. 自己資本の充実の状況	281～310
8. 銀行及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの	197
9. 銀行が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	164
10. 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	281

報酬等に関する事項	343～345
------------------	---------

信託業法施行規則第43条第3項	三井住友銀行
法第50条の2第1項の登録を受けた者の概況及び組織に関する次に掲げる事項	
1. 商号	18
2. 沿革及び経営の組織	18、76～77
3. 役員及び業務を執行する社員の氏名及び役職名	75
4. 信託法第3条第3号に掲げる方法によってする信託に係る事務を行う主たる営業所並びにその他の営業所の名称及び所在地	243
5. 営んでいる業務の種類	70

法第50条の2第1項の登録を受けた者の業務の状況に関する次に掲げる事項	
6. 直近の事業年度における信託法第3条第3号に掲げる方法によってする信託に係る事務の概要	243
7. 直近の5事業年度における信託法第3条第3号に掲げる方法によってする信託に係る事務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
①信託報酬	243
②信託財産額	243
③信託財産の概要	243
8. 直近の2事業年度における信託財産の状況を示す指標として次に掲げる事項	
①信託財産残高表	243
②信託財産の種類ごとの件数、元本額	243
9. 信託財産の分別管理の状況	243
10. 信託法第3条第3号に掲げる方法によってする信託に係る事務以外の業務の状況	26～27
法第50条の2第1項の登録を受けた者の直近の3事業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げる事項	
11. 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書	198～204
12. 11.に掲げる書類について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合にはその旨	198
法第50条の2第1項の登録を受けた者の内部管理の状況に関する事項	
51～52	
子会社等を有する場合にあっては、法第50条の2第1項の登録を受けた者及びその子会社等の直近の3事業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げる事項	
13. 法第50条の2第1項の登録を受けた者及びその子会社等の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書	164～166、168～169
14. 13.に掲げる書類について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合にはその旨	164
法第50条の2第1項の登録を受けた者を連結子会社とする者（当該者を連結子会社とする者を除く）がいる場合にあっては、当該者及び同項の登録を受けた者の直近の3事業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げる事項	
15. 当該者及び法第50条の2第1項の登録を受けた者の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書	106～108、110～111
16. 15.に掲げる書類について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合にはその旨	106
法第50条の2第1項の登録を受けた者が法第23条の2第1項第1号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称	
	54
平成26年金融庁告示第7号第7条2項	三井住友 フィナンシャルグループ
(資本の構成に関する開示事項)	
自己資本の構成に関する開示事項	244～247
平成26年金融庁告示第7号第7条3項	三井住友 フィナンシャルグループ
(定性的な開示事項)	
連結の範囲に関する次に掲げる事項	
1. 持株自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「持株会社グループ」という）に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因	244
2. 持株会社グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容	244
3. 持株自己資本比率告示第9条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容	244
4. 持株会社グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び持株会社グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容	244
5. 持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要	244
持株会社グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要	32～33
信用リスクに関する次に掲げる事項	
1. リスク管理の方針及び手続の概要	35～39、249、257
2. 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項	

①リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む）	257
②エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	257
3. 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項	
①使用する内部格付手法の種類	249
②内部格付制度の概要	36～39、249
③次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要（(vi)及び(vii)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による持株会社グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない）	
(i) 事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて区別して開示することを要する）	249、251
(ii) ソブリン向けエクスポージャー	249
(iii) 金融機関等向けエクスポージャー	249
(iv) 株式等エクスポージャー（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にPD/LGD方式を適用する場合に限る）	255
(v) 居住用不動産向けエクスポージャー	253
(vi) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	254
(vii) その他リテール向けエクスポージャー	254
信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	258
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	259
証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
1. リスク管理の方針及びリスク特性の概要	260～261
2. 持株自己資本比率告示第227条第4項第3号から第6号まで（持株自己資本比率告示第232条第2項及び第280条の4第1項において準用する場合を含む）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要	260
3. 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針	260
4. 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称	261
5. 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称	261
6. 持株会社グループが証券化目的の導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的の導管体の種類及び当該持株会社グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別	261
7. 持株会社グループの子法人等（連結子法人等を除く）及び関連法人等のうち、当該持株会社グループが行った証券化取引（持株会社グループが証券化目的の導管体を用いて行った証券化取引を含む）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称	261
8. 証券化取引に関する会計方針	261
9. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む）	261
10. 内部評価方式を用いている場合には、その概要	—
11. 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容	—
マーケット・リスクに関する次に掲げる事項 （持株自己資本比率告示第2条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る）	
1. リスク管理の方針及び手続の概要	40～42
2. マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称（複数の方式を使用する場合には、業務の別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に開示することを要する）	269
3. 想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性等を踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法	269
4. 内部モデル方式を使用する場合における使用するモデルの概要並びにバック・テスト及びストレステストの説明	40～42
5. 追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要	—
6. 包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要	—
7. マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法	32～33
オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項	
1. リスク管理の方針及び手続の概要	43～46
2. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む）	270

3. 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項	
①当該手法の概要	270
②保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行った場合は、保険の利用方針と概要を含む）	270

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	265
---	-----

銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要	269
2. 持株会社グループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リスク算定手法の概要	269

持株自己資本比率告示第3条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が自己資本の構成に関する開示項目のいずれに相当するかについての説明	271～278
---	---------

平成26年金融庁告示第7号第7条4項

三井住友
フィナンシャルグループ

(定量的な開示事項)

その他金融機関等（持株自己資本比率告示第8条第8項第1号に規定するその他金融機関等をいう）であって銀行持株会社の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	244
---	-----

自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

1. 信用リスクに対する所要自己資本の額（2.及び3.の額を除く）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額	248
①標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳	248
②内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳（(v)及び(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による持株会社グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない）	248
(i) 事業法人向けエクスポージャー	248
(ii) ソブリン向けエクスポージャー	248
(iii) 金融機関等向けエクスポージャー	248
(iv) 居住用不動産向けエクスポージャー	248
(v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	248
(vi) その他リテール向けエクスポージャー	248
③証券化エクスポージャー	248
2. 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額	248
①マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳	248
(i) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー	248
(ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー	248
②PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー	248
3. 信用リスク・アセットのみなし計算（持株自己資本比率告示第145条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう）が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額	248
4. マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち持株会社グループが使用する次に掲げる方式ごとの額	248
①標準的方式（金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリごとに開示することを要する）	248
②内部モデル方式	248
5. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち持株会社グループが使用する次に掲げる手法ごとの額	248
①基礎的手法	248
②粗利益配分手法	—
③先進的計測手法	248
6. 連結総所要自己資本額（持株自己資本比率告示第2条各号の算式の分母の額に8パーセントを乗じた額をいう）	247

信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）に関する次に掲げる事項

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する）及びエクスポージャーの主な種類別の内訳	266～267
---	---------

2. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳	266~267
①地域別	266
②業種別又は取引相手の別	266
③残存期間別	267
3. 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳	267
①地域別	267
②業種別又は取引相手の別	267
4. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない）	268
①地域別	268
②業種別又は取引相手の別	268
5. 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額	268
6. 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を実算した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の1パーセント未満である場合には、区分を要しない）並びに持株自己資本比率告示第57条の5第2項第2号、第155条の2第2項第2号及び第225条第1項（持株自己資本比率告示第103条、第105条及び第114条第1項において準用する場合に限る）の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額	258
7. 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、持株自己資本比率告示第131条第3項及び第5項並びに第144条第4項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高	251、255
8. 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする）	
①事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む）	249~250
②PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高	255~256
③居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー 次のいずれかの事項	
(i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値	253~255
(ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析	—
9. 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析	256
10. 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比	257

信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

1. 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上調整を行っている場合は、当該上調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する）	
①適格金融資産担保	259
②適格資産担保（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る）	259
2. 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する）	259

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項

1. 与信相当額の算出に用いる方式	260
2. グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る）の合計額	260
3. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごととの与信相当額を含む）	260
4. 2.に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から3.に掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る）	260
5. 担保の種類別の額	260
6. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	260
7. 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額	260
8. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	260

証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

1. 持株会社グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
①原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、持株会社グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る）	262～264
②原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、持株会社グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る）	262～264
③証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳	262～264
④当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む）	262～264
⑤証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳	262
⑥保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する）	262～264
⑦保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する）	262～264
⑧証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳	262～264
⑨持株自己資本比率告示第225条第1項の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	262～264
⑩早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む）	262～264
(i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額	262～264
(ii) 持株会社グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	262～264
(iii) 持株会社グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	262～264
⑪保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳	262～264
⑫持株自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	262、264
2. 持株会社グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する）	264
②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する）	264
③持株自己資本比率告示第225条第1項の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	264
④保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳	264
⑤持株自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	265
3. 持株会社グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
①原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、持株会社グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る）	265

②証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳	265
③当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む）	265
④証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳	265
⑤保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する）	265
⑥保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する）	265
⑦包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳	265
⑧証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳	265
⑨持株自己資本比率告示第280条の5第2項において読み替えて準用する持株自己資本比率告示第225条（第1項第2号を除く）の規定により100パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	265
⑩早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む）	265
(i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額	265
(ii) 持株会社グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	265
(iii) 持株会社グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	265
4. 持株会社グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する）	265
②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する）	265
③保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳	265
④持株自己資本比率告示第280条の5第2項において読み替えて準用する持株自己資本比率告示第225条（第1項第2号を除く）の規定により100パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	265
マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する場合に限る）	
1. 期末のバリュエーション・アット・リスクの値並びに開示期間におけるバリュエーション・アット・リスクの最高、平均及び最低の値	269
2. 期末のストレス・バリュエーション・アット・リスクの値並びに開示期間におけるストレス・バリュエーション・アット・リスクの最高、平均及び最低の値	269
3. 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額	—
4. バック・テストの結果及び損益の実績値がバリュエーション・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合についての説明	42
銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
1. 連結貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額	265
①上場株式等エクスポージャー	265
②上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	265
2. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額	265
3. 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額	265
4. 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額	265
5. 持株自己資本比率告示附則第13条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額	255
信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	256
銀行勘定における金利リスクに関して持株会社グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額	40～42、269

(持株レバレッジ比率に関する開示事項)

持株レバレッジ比率に関する開示事項

1. 持株レバレッジ比率の構成に関する事項	279
2. 前連結会計年度の持株レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因 (当該差異がある場合に限る。)	—

平成26年金融庁告示第7号第7条5項

三井住友
フィナンシャルグループ

(グローバルなシステム上重要な銀行の選定指標に関する定量的な開示事項)

資産及び取引に関する次に掲げる事項の残高の合計額

1. 派生商品取引及び長期決済期間取引に関する再構築コストの額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額 (法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案できるものとし、零を下回らないものに限る)	280
2. レポ形式の取引に係るグロスの資産残高及び貸出資産と借入資産との評価差額	280
3. 資産の額 (1及び2に掲げるもの、普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額並びにその他Tier1資本に係る調整項目の額を除く)	280
4. オフ・バランス取引 (派生商品取引及び長期決済期間取引並びにレポ形式の取引を除く) の与信相当額	280

金融機関等 (金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業者、保険会社、中央清算機関、年金基金その他これらに類する事業を営む者を含む) 向け与信に関する次に掲げる事項の残高の合計額

1. 金融機関等向け預金及び貸出金の額 (コミットメントの未引出額を含む)	280
2. 金融機関等が発行した有価証券 (担保付社債、一般無担保社債、劣後債、短期社債、譲渡性預金及び株式をいう) の保有額	280
3. 金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージャーの額 (法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案できるものとし、零を下回らないものに限る)	280
4. 金融商品取引法第2条第14項に規定する金融商品市場及び同条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額 (法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案できるものとし、零を下回らないものに限る)	280

金融機関等に対する債務に関する次に掲げる事項の残高の合計額

1. 金融機関等からの預金の額及びコミットメントの未引出額	280
2. 金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージャーの額 (法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案できるものとし、零を上回らないものに限る。)	280
3. 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額 (法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案できるものとし、零を上回らないものに限る。)	280

発行済有価証券の残高

280

直近に終了した連結会計年度における日本銀行金融ネットワークシステム、全国銀行資金決済ネットワークその他これらに類する決済システムを通じた決済の年間の合計額

280

信託財産及びこれに類する資産の残高

280

直近に終了した連結会計年度における債券及び株式に係る引受け (金融商品取引法第2条第8項第6号に規定する有価証券の引受けをいう) の年間の合計額

280

金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る想定元本の額の残高

280

次に掲げる有価証券 (流動性が高いと認められるものを除く) の残高の合計額

1. 売買目的有価証券	280
2. その他有価証券	280

観察可能な市場データではない情報に基づき公正価値評価された資産の残高

280

対外与信の残高

280

対外債務の残高

280

平成26年金融庁告示第7号第2条2項	三井住友銀行
(資本の構成に関する開示事項)	
自己資本の構成に関する開示事項	311~313
平成26年金融庁告示第7号第2条3項	三井住友銀行
(定性的な開示事項)	
銀行の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	32~33
信用リスクに関する次に掲げる事項	
1. リスク管理の方針及び手続の概要	35~39、315、320
2. 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項	
①リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等（適格格付機関、経済協力開発機構及び輸出信用機関をいう）の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む）	320
②エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	320
3. 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項	
①使用する内部格付手法の種類	315
②内部格付制度の概要	36~39、315
③次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要（(vi) 及び (vii) に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による銀行のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない）	
(i) 事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて区別して開示することを要する）	315
(ii) ソブリン向けエクスポージャー	315
(iii) 金融機関等向けエクスポージャー	315
(iv) 株式等エクスポージャー（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にPD/LGD方式を適用する場合に限る）	319~320
(v) 居住用不動産向けエクスポージャー	318
(vi) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	318
(vii) その他リテール向けエクスポージャー	319
信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	320
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	321
証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
1. リスク管理の方針及びリスク特性の概要	322
2. 自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号まで（自己資本比率告示第254条第2項及び第302条の4第1項において準用する場合を含む）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要	322
3. 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針	322
4. 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称	322
5. 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称	322
6. 銀行が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該銀行が当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別	322
7. 銀行の子法人等（連結子法人等を除く）及び関連法人等のうち、当該銀行が行った証券化取引（銀行が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称	322
8. 証券化取引に関する会計方針	322
9. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む）	322
10. 内部評価方式を用いている場合には、その概要	—
11. 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容	—
マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第14条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る）	
1. リスク管理の方針及び手続の概要	40~42
2. マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称（複数の方式を使用する場合には、業務の別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に開示することを要する）	330

3. 想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性等を踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法	330
4. 内部モデル方式を使用する場合における使用するモデルの概要並びにバック・テスト及びストレステストの説明	40~42
5. 追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要	—
6. 包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要	—
7. マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法	32~33

オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要	43~46
2. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む）	330
3. 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項	
①当該手法の概要	330
②保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行った場合は、保険の利用方針と概要を含む）	330

銀行勘定における銀行法施行令（昭和57年政令第40号）第4条第6項第3号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー（以下「出資等」という）又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	326
--	-----

銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要	330
2. 銀行が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要	330

貸借対照表の科目が自己資本の構成に関する開示項目のいずれに相当するかについての説明	331~337
---	---------

平成26年金融庁告示第7号第2条4項

三井住友銀行

（定量的な開示事項）

自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

1. 信用リスクに対する所要自己資本の額（2.及び3.の額を除く）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額	314
①標準的手法が適用されるポートフォリオ及び標準的手法が複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳	314
②内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳（(v)及び(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による銀行のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない）	314
(i) 事業法人向けエクスポージャー	314
(ii) ソブリン向けエクスポージャー	314
(iii) 金融機関等向けエクスポージャー	314
(iv) 居住用不動産向けエクスポージャー	314
(v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	314
(vi) その他リテール向けエクスポージャー	314
③証券化エクスポージャー	314
2. 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額	314
①マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳	314
(i) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー	314
(ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー	314
②PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー	314
3. 信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第167条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう）が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額	314
4. マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する次に掲げる方式ごとの額	314
①標準的方式（金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリーごとに開示することを要する）	314
②内部モデル方式	314
5. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する次に掲げる手法ごとの額	314
①基礎的手法	314
②粗利益配分手法	—
③先進的計測手法	314

6. 単体総所要自己資本額（自己資本比率告示14条各号の算式の分母の額に8パーセントを乗じた額をいう）	313
---	-----

信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）に関する次に掲げる事項

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する）及びエクスポージャーの主な種類別の内訳	327～328
2. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳	327～328
①地域別	327
②業種別又は取引相手の別	327
③残存期間別	328
3. 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳	328
①地域別	328
②業種別又は取引相手の別	328
4. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当金の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない）	329
①地域別	329
②業種別又は取引相手の別	329
5. 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額	329
6. 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の1パーセント未満である場合には、区分を要しない）並びに自己資本比率告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号及び第247条第1項（自己資本比率告示第125条、第127条及び第136条第1項において準用する場合に限る）の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額	320
7. 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第153条第3項及び第5項並びに第166条第4項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高	316、319
8. 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする）	
①事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む）	315～317
②PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高	319～320
③居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー 次のいずれかの事項	
(i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値	318～319
(ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析	—
9. 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析	320
10. 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比	320

信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

1. 標準的手法又は基礎的内部格付手法（内部格付手法のうち、事業法人等向けエクスポージャーについてLGD及びEADの自行推計値を用いない手法をいう）が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する）	
①適格金融資産担保	320
②適格資産担保（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る）	320

2. 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する）	320
--	-----

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項

1. 与信相当額の算出に用いる方式	321
2. グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る）の合計額	321
3. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあつては、取引の区分ごとの与信相当額を含む）	321
4. 2.に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から3.に掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る）	321
5. 担保の種類別の額	321
6. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	321
7. 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額	321
8. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	321

証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

1. 銀行がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
①原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る）	322～324
②原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る）	322～324
③証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳	322～324
④当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む）	322～324
⑤証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳	322
⑥保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する）	322～324
⑦保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する）	322～324
⑧証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳	322～324
⑨自己資本比率告示第247条第1項の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	322～324
⑩早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む）	
(i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額	322～324
(ii) 銀行がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	322～324
(iii) 銀行が投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	322～324
⑪保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳	323～324
⑫自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	323～324
2. 銀行が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する）	324～325
②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する）	324～325
③自己資本比率告示第247条第1項の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	324～325
④保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳	324～325
⑤自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	325

3. 銀行がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
①原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る）	325
②証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳	325
③当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む）	325
④証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳	325
⑤保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する）	325
⑥保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する）	325
⑦包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳	325
⑧証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳	325
⑨自己資本比率告示第302条の5第2項において読み替えて準用する自己資本比率告示第247条（第1項第2号を除く）の規定により100パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	325
⑩早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む）	325
(i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額	325
(ii) 銀行がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	325
(iii) 銀行が投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	325
4. 銀行が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する）	325
②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する）	325
③保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳	325
④自己資本比率告示第302条の5第2項において読み替えて準用する自己資本比率告示第247条（第1項第2号を除く）の規定により100パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	325
マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する場合に限る）	
1. 期末のバリュエーション・アット・リスクの値並びに開示期間におけるバリュエーション・アット・リスクの最高、平均及び最低の値	330
2. 期末のストレス・バリュエーション・アット・リスクの値並びに開示期間におけるストレス・バリュエーション・アット・リスクの最高、平均及び最低の値	330
3. 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額	—
4. バック・テストの結果及び損益の実績値がバリュエーション・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合についての説明	42
銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
1. 貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額	
①上場している出資等又は株式等エクスポージャー（以下「上場株式等エクスポージャー」という）	326
②上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	326
2. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額	326
3. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額	326
4. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	326
5. 自己資本比率告示附則第13条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額	319
信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	320
銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額	40～42、330

平成26年金融庁告示第7号第4条2項	三井住友銀行
(資本の構成に関する開示事項)	
自己資本の構成に関する開示事項	281～284
平成26年金融庁告示第7号第4条3項	三井住友銀行
(定性的な開示事項)	
連結の範囲に関する次に掲げる事項	
1. 自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という）に属する会社と連結財務諸表規則第5条に基づき連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因	281
2. 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容	281
3. 自己資本比率告示第9条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容	281
4. 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容	281
5. 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要	281
連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要	32～33
信用リスクに関する次に掲げる事項	
1. リスク管理の方針及び手続の概要	35～39、286、291
2. 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項	
①リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む）	291
②エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	291
3. 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項	
①使用する内部格付手法の種類	286
②内部格付制度の概要	36～39、286
③次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要（(vi)及び(vii)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない）	
(i) 事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて区別して開示することを要する）	286
(ii) ソブリン向けエクスポージャー	286
(iii) 金融機関等向けエクスポージャー	286
(iv) 株式等エクスポージャー（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にPD/LGD方式を適用する場合に限る）	291
(v) 居住用不動産向けエクスポージャー	289
(vi) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	290
(vii) その他リテール向けエクスポージャー	290
信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	292
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	293
証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
1. リスク管理の方針及びリスク特性の概要	294
2. 自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号まで（自己資本比率告示第254条第2項及び第302条の4第1項において準用する場合を含む）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要	294
3. 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針	294
4. 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称	294
5. 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称	294
6. 連結グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該連結グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別	294
7. 連結グループの子法人等（連結子法人等を除く）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引（連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称	294

8. 証券化取引に関する会計方針	294
9. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む）	294
10. 内部評価方式を用いている場合には、その概要	—
11. 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容	—

**マーケット・リスクに関する次に掲げる事項
(自己資本比率告示第2条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る)**

1. リスク管理の方針及び手続の概要	40~43
2. マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称（複数の方式を使用する場合には、業務の別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に開示することを要する）	301
3. 想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性等を踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法	301
4. 内部モデル方式を使用する場合における使用するモデルの概要並びにバック・テスト及びストレステストの説明	40~43
5. 追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要	—
6. 包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要	—
7. マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法	32~33

オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要	43~46
2. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む）	301
3. 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項	
①当該手法の概要	301
②保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行った場合は、保険の利用方針と概要を含む）	301

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

297

銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要	301
2. 連結グループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要	301

自己資本比率告示第3条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が自己資本の構成に関する開示項目のいずれに相当するかについての説明

302~309

平成26年金融庁告示第7号第4条4項

三井住友銀行

(定量的な開示事項)

その他金融機関等であって銀行の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

281

自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

1. 信用リスクに対する所要自己資本の額（2.及び3.の額を除く）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額	285
①標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳	285
②内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳（(v)及び(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない）	285
(i) 事業法人向けエクスポージャー	285
(ii) ソブリン向けエクスポージャー	285
(iii) 金融機関等向けエクスポージャー	285
(iv) 居住用不動産向けエクスポージャー	285
(v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	285
(vi) その他リテール向けエクスポージャー	285
③証券化エクスポージャー	285

2. 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額	285
①マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳	285
(i) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー	285
(ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー	285
②PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー	285
3. 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額	285
4. マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる方式ごとの額	285
①標準的方式（金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリーごとに開示することを要する）	285
②内部モデル方式	285
5. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額	285
①基礎的手法	285
②粗利益配分手法	—
③先進的計測手法	285
6. 連結総所要自己資本額（自己資本比率告示第2条各号の算式の分母の額に8パーセントを乗じた額をいう）	284

信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）に関する次に掲げる事項

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する）及びエクスポージャーの主な種類別の内訳	298～299
2. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳	298～299
①地域別	298
②業種別又は取引相手の別	298
③残存期間別	299
3. 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳	299
①地域別	299
②業種別又は取引相手の別	299
4. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当動定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない）	300
①地域別	300
②業種別又は取引相手の別	300
5. 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額	300
6. 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を実行した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の1パーセント未満である場合には、区分を要しない）並びに自己資本比率告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号及び第247条第1項（自己資本比率告示第125条、第127条及び第136条第1項において準用する場合に限る）の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額	292
7. 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第153条第3項及び第5項並びに第166条第4項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高	287、291
8. 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする）	
①事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む）	286～288
②PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高	291
③居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー 次のいずれかの事項	
(i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値	289～290
(ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析	—

9. 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析	291
10. 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比	291

信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

1. 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上調整を行っている場合は、当該上調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する）	
①適格金融資産担保	292
②適格資産担保（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る）	292
2. 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する）	292

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項

1. 与信相当額の算出に用いる方式	293
2. グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る）の合計額	293
3. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあつては、取引の区分ごとの与信相当額を含む）	293
4. 2.に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から3.に掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る）	293
5. 担保の種類別の額	293
6. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	293
7. 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額	293
8. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	293

証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

1. 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
①原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る）	294～296
②原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る）	294～296
③証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳	294～296
④当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む）	294～296
⑤証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳	294
⑥保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する）	294～296
⑦保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する）	294～296
⑧証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳	294～296
⑨自己資本比率告示第247条第1項の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	294、296
⑩早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む）	
(i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額	294～295
(ii) 連結グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	294～295

(iii) 連結グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	294~295
①保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳	295~296
②自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	295~296
2. 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する）	296~297
②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する）	296~297
③自己資本比率告示第247条第1項の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	296~297
④保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳	296~297
⑤自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	297
3. 連結グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
①原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る）	297
②証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳	297
③当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む）	297
④証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳	297
⑤保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する）	297
⑥保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する）	297
⑦包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳	297
⑧証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳	297
⑨自己資本比率告示第302条の5第2項において読み替えて準用する自己資本比率告示第247条（第1項第2号を除く）の規定により100パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	297
⑩早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む）	
(i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額	297
(ii) 連結グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	297
(iii) 連結グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	297
4. 連結グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する）	297
②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する）	297
③保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳	297
④自己資本比率告示第302条の5第2項において読み替えて準用する持株自己資本比率告示第247条（第1項第2号を除く）の規定により100パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	297

マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する場合に限る）

1. 期末のバリュエーション・アット・リスクの値並びに開示期間におけるバリュエーション・アット・リスクの最高、平均及び最低の値	301
2. 期末のストレステス・バリュエーション・アット・リスクの値並びに開示期間におけるストレステス・バリュエーション・アット・リスクの最高、平均及び最低の値	301
3. 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額	—

4. バック・テストの結果及び損益の実績値がバリュア・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合 についての説明	42
銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
1. 連結貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額	297
①上場株式等エクスポージャー	297
②上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	297
2. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額	297
3. 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額	297
4. 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額	297
5. 自己資本比率告示附則第13条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポ ートフォリオの区分ごとの額	291
信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	291
銀行勘定における金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価 値の増減額	40~42、301
(連結レバレッジ比率に関する開示事項)	
連結レバレッジ比率に関する開示事項	
1. 連結レバレッジ比率の構成に関する事項	310
2. 前連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限り。）	—